

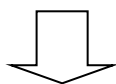
# 電気めっき業の事業者のみなさまへ

令和3年12月11日から

## 亜鉛の暫定排水基準が変わります！

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令が改正され、電気めっき業にかかる亜鉛の暫定排水基準が、次のとおり令和3年12月11日から変わります。

改正前      亜鉛      5 mg/L



改正後      亜鉛      4 mg/L

※ 亜鉛に係る全国一律排水基準は2mg/Lのまま変更ありません。（金属鋳業及び下水道業の暫定排水基準は廃止されます）

詳しくは、次の連絡先までお問い合わせください。

連絡先：大阪市建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）

TEL（下水道放流について）：06-6967-0981（直通）

TEL（公共用水域放流について）：06-6615-7525（直通）

\*水質規制に関する新着情報はインターネットからご覧ください⇒

大阪市 排水規制

検索 